市町名	車	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
111 141 141	₹	*	11	無券の	番号費	かの色	り以外が古り世四	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
大津市	子ど	ŧ [医療	有	40259	オレンジ	・小学校 1 年生から 6 年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H29. 1. 1	18, 039
	重度心 く身体	児)		1)		・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳3級所持者							166
	重度心	》身障 児 り障害	i 害 者) · 者 >	有	47250 ②	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・75歳未満で知的障害中度の者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	①医療保険の自己負担額(※1) ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		現物 償還	H27. 1. 1	438
	重度心 (児)		47253		・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳4級所持かつ知的障害軽度の者							4
	母子	家原	连 等	有	49250	ピンク	・18歳に達する日の属する年度の末日(3月31日)を 経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養す る父または母と子	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	県内	現物	H27. 4. 1	19
	< 母	子 家	庭 >	有	49253	<i>E 29</i>	・身障手帳3級以上または知的障害軽度〜重度で18歳以上65歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭の母と子	(県の所得制限)	(県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	県外	償還	ΠΖ7. 4 . 1	19
	重度	心身	障害	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内	現物	H16. 8. 1	74
	老	,	,	有	85253	E 29	・知的障害中度の者	(市の所得制限)	(市の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外	償還	110. 6. 1	74
	日 -	子家	庭	有	86250	125 6	十八世中人会本	有	有	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内	現物	H16. 8. 1	
	母 子 家 庭 老 人 等	有	86253	こング	・市の制度対象者	(県の所得制限)	(県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外	償還	1110. 0. 1	U		

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	非制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
印刷石	一	12	無券の	番号費	の色	切	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
彦 根 市 (続きあり)	乳 幼 (子ども)	児	有	40259	うぐ いす	・小学1年生から小学3年生(9歳到達後最初の3月 31日)までの者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H30. 4. 1	2, 888
	(子ども)	≦療)	_	50250	_	・小学4年生から中学3年生(15歳到達後最初の3 月31日)までの者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還	量のみ	H25. 10. 1	6, 439
	母子家。(母子	庭 等	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H29. 8. 1	1, 371
	母子家。 (父子		有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H29. 8. 1	121
				41252		・県制度対象者で小学1年生から18歳到達後最初の3 月31日までの児童			県制度による自己負担金(※2)			H29. 8. 1	72
	重度心身障	章害者	有	41202	ピンク	・市制度対象者で小学 1 年生から18歳到達後最初の3 月31日までの児童	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	県内		1123. 0. 1	72
	(児)	H	47250		・県の所得制限により非該当となった者	(市の所得制限)	(県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県外	償還	H18. 8. 1	54
				47253		- 身障手帳3級所持者			医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額			1110. 0. 1	178
	(65~69 歳			48250	4	・知的障害中度(B1)の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確				Q
	和24年8月1日	を (65~69歳老人 R和19年8月2日~昭 124年8月1日生まれ の方)		40200	ı	・身障手帳4級所持者			保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額				J
	の 方) 老 人 (65~69歳老人、	有	48251	うす	・知的障害中度(B 1) の療育手帳所持者	有	有	医療保険の自己負担額(※1)から健康保険法の規定	県内	現物	H26. 8. 1	23	
			7	40231	だい	· 身障手帳 4 級所持者	(市の所得制限)	(県の所得制限)	の例による一部負担金相当額を控除した額	県外	償還	1120. 0. 1	23
	老 (70~74崩	え 老 人		48252	ó	・知的障害中度(B 1) の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確				39
	平成26年4月1 に70歳に達し			40202		· 身障手帳 4 級所持者			保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額				39

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
117 147 141	学 未 石	無券の	番号費	かの色	りルグットログ型	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
彦 根 市 (続き)	母子家庭老人等 (母子家庭老人)	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償泊	H29. 8. 1	0
	母子家庭老人等 (父子家庭老人)	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償泊	H29. 8. 1	0
			85250					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等			138
	重度心身障害老人	有	85253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償泊	H18. 8. 1	218

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	有系無券	・ 助合成	福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	非制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
III #I 12	7	*	П	無多	新 番	療費	かの色	切以外外省の単四	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
長浜市	子 と	ŧŧ	医療	_	-	-	-	・小・中学生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還	量のみ	H19. 10. 1	10, 034
					41	252		・県制度対象者			県制度による自己負担金(※2)			H17. 8. 1	610
	重度(心 身 児	障 害	有		250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者 (※4級の一部については高齢者の医療の確保に関す る法律施行令等で定める障害認定に該当する者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H6. 8. 1	205
								·精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者							38
	母	子	家庭	有	43	252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	1, 179
	父	子	家庭	有	44	252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	150
	ひとり	暮ら	。し寡婦	有	45	252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	3
					82	252		・県制度対象者			県制度による自己負担金(※2)			H17. 8. 1	616
	重度心	身障	害老人	人有		250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者 ※	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	現物 償還	H6. 8. 1	515
								・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者			1= m 4				19
	母子	家原	宦老 人	有	83	252	ピンク	- 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	0
	父子	家原	崔老 人	有	84	252	ピンク	· 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	0

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	車	業	名	受 有 無 券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
111 M 12	ħ	*	ш	無券の	番号費	の色	りルグットリンド	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
近江八幡市	子ど	± 15	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	-	ı	-	・小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H24. 4. 1 (H26. 4. 1)	6,428
	7	υE	≤ 7京	-	ı	-	・小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	有	通院にかかる医療保険の自己負担額	償還のみ	H27. 10. 1 (H28. 4. 1)	6,428
	重度心	身障児	害者)		① 47250		・県の所得制限により非該当となった者			①医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	S48. 10. 1 (H17. 8. 1)	75
	重 度 心 (<心身际	児)	有		ピンク	・65歳未満で身障手帳3級所持者 ・65歳未満で身障手帳4級を所持かつ知的障害中度の 者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で2級の者	無	無	②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 助成 無し	S48. 10. 1 (H14. 4. 1) (H17. 8. 1)	217
	母子	* •	· 午		49250					医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物	\$51. 7. 1	
	女 子 < 母 ・	子家」	庭 >	有	49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	県外 償還	(H17. 8. 1)	68
	重度心	身障害	善老人		① 85250		・県の所得制限により非該当となった者			①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等	県内 現物 県外 償還	\$58. 2. 1 (H17. 8. 1)	33
	重度心 <心身	身 障 害 障 害 老	₹老人 老人>	有		ピンク	・65歳以上で身障手帳3級所持者 ・65歳以上で身障手帳4級を所持かつ知的障害中度の 者	無	無	②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除し た額	県内 現物 県外 助成 無し	H14. 4. 1	308
					86250				_	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内 現物	S58. 2. 1	
	母子家	泛庭 老	人等	有	86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外 償還	(H17. 8. 1)	0

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療费	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
1) W) 13	Ŧ	*	11	無券の	番費	の色	り以外が日の単四	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
東近江市	子ども	医療	費助成	有	40259	藤色	・小学生(小1~小6)、中学生(中1~中3)	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から 県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H28. 10. 1	9, 092
	重度心) 身障	宇書者	有	47251	黄色	・身障手帳3・4級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者(知的障害中度・軽度の	有	有	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物	H17. 4. 1	1, 096
	(児)	ŗ	47254	מ	者) (※いずれも通院のみ)	(県の所得制限)	(県の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外 償還	(H17. 8. 1)	1, 030
					85251					通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による一部負担金等			
	重度心	身障:	害老人	有	85254	黄色	・上記重度心身障害者(児)に該当する者でかつ後期 高齢者医療制度の該当者(※通院のみ)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度による自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 4. 1	1, 033

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名		車	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
11, 21, 11		7-	*	н	無券の	番号 費	の色	列が対象はや社団	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
草津市					_	_	1	・小学4年生~中学生3年生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還	のみ	H20. 10. 1	8, 041
	_	子 ど	ŧ	医療	有	40259	オンジ	・小学 1 ~ 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は 無し	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	3, 946
	重	重度心 (章 害者)	有	41253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1~3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)		現物 償還	H29. 10. 1	24
						47250					医療保険の自己負担額(※1)				
	重	重度心 (· 身 ^阳 児	章害者	有	47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	S48. 10. 1	1, 019
						47254					医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し				
		母		子	有	43253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1~3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	119
		父		子	有	44253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1~3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)		現物 償還	H29. 10. 1	5
		老		Д	有	48250	н	・県制度対象者を除く65歳~69歳老人で、同和地区に 居住する者(平成23年8月2日廃止) ※経過措置 上記の助成対象者として該当し、平成23 年8月2日より前に受給券の交付を受けた者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額		現物 償還	H14. 4. 1 (H23. 8. 2 廃止)	0
						85250		・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		TB 44		
	重	度心	身障	害老人	有	85253	ピンク	度心身障害者に該当する者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		現物 償還	\$58. 2. 1	379

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
() H) 41	Ŧ	*	11	無券の	番費	の色	別級対象音が単位	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
守 山 市 (続きあり)	子	Ľ	ŧ	_	ı	ı	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1) ただし、入院費のみ	償還	のみ	H25. 10. 1	8, 605
					41252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合				274
	重度(ù 身 ^阪 児	章害者)	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当2級支給対象児童	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県外	現物償還	H17. 8. 1	334
	老	;	人	有	48250	白	・同和地区に居住する65~74歳の老人 (※県制度対象者を除く)	有 (市の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保		現物	S58. 2. 1	0
	ひとり		し高齢 婦	Ħ	40230	П	・県の所得制限により非該当となった者	(市の所得制限)	**	に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県外	償還	H15. 8. 1	0
	母	子家	庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →母に市の所得制限有	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	508
	父	子家	庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →父に市の所得制限有	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	34
	ひとり	暮ら	し寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	0
	母子 <母	· 家 子 家	庭 等 庭 >		① 49250		・県の所得制限により非該当となった者 ・母子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する母等	+		①医療保険の自己負担額(※1) →母等に市の所得制限有	旧由	現物	H17. 8. 1	71
	母子	· 家 子 家		有	② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・父子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する父等	有 (市の所得制限)	無	②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →母等が市の所得制限を超える時		償還	H17. 8. 1	51
	母 子 くひと「	- 家 り暮らし	庭 等 シ寡婦>	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自 己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	1

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名		事	業	名	受 有 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
III WI TO		#	*	12	無券の	番号費	の色	切 灰刈茶石の 耙四	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
守山市(続き)	1.	低 月	f 得	:者	無	_	-	・生活保護法の所得基準の1.5倍を超えない世帯の世 帯員	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	S50. 4 . 1	0
						82252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合			142
	重	度心	身障:	害老人	有	① 85250 ② 85253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった重度心身障害老人 ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の障害認 定に該当する重度心身障害老人(県制度対象者を除く) ・後期高齢者医療対象者のうち知的障害中度の者 ・身体障害者手帳3級・4級の一部の者 ・精神障害者1級・2級の者 ・障害年金受給者	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除し た額 →本人住民税課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	287
	母	:子:	家 庭	老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0
	父	子	家 庭	老人	有	84252	ピンク	• 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0
	<	母子	家庭	€ 人 等 ፪ 老 人 >	有	① 86250 ② 86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった母子家庭老人お よび父子家庭老人	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部 負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	非制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
בר וא נון	Ŧ	*	ъ	無券の	番号費	の色	り1次/13×16 V 平6四	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
栗東市	子ども	入院	医療	-	_	ı	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1) ただし、入院費のみ	償還のみ	H26. 4. 1 (H27. 10. 1)	7, 133
	重度心	身障児	直害者	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも世帯員全員が市民税非課税であり、居住 要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H21. 8. 1 (H24. 8. 1)	37
		<i>y</i> c	,		47253		・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも居住要件が1年以上である者)	(개 (아기 1년 마) (화기	(अर ००१४) चि का १४४)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	ボバ 関爆	(1124. 0. 1)	138
	重度心	白. (辛 9	₽ ≠ ↓	有	85250	ピンク	・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度心身障害者に該当する者 (※世帯員全員が市民税非課税であり、居住要件が1 年以上である者)		有	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内 現物	H21. 8. 1	48
	里及心	才 阵 i	写 化人	行	85253		・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度心身障害 者に該当する者 (※居住要件が1年以上である者)	(県の所得制限)	(県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外 償還	(H24. 8. 1)	85

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
川町石	尹	未	12	無券の	番号費	かの色	切 成刈 須 有の 型 西	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
野 洲 市 (続きあり)	小中	学 生	入院	_	_	_	・小学1年生から義務教育終了まで(※入院のみ)	無	<保護者> 無	入院に係る医療保険の自己負担額(※ 1)	償還	のみ	H19. 1. 1	4, 609
					41252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内	現物	H17. 8. 1	273
	車 度 川) 身障	き害 者	有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)		償還	H16. 10. 1	139
				有	48250		・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65 歳~69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保	県内	現物	H16, 10, 1	2
							・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県外	償還		3
	老		ل	有	48251	うすだい	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65 歳~69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保		現物	H26. 8. 1	4
						だい	・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	宗外	償還		5
				有	48252		・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の70歳~74歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保	県内	現物	H26. 8. 1	24
				有	40232		・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県外	償還	1120. 0. 1	7
	母	子家	定庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	539
	父	子家	庭	有	44252	ピンク	• 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	59
	ひとり	暮ら	し寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	6
	母子	家	庭等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H16. 10. 1	39

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成		実施時期 (改正時期)	対象者数
1) HJ 13	7	*	11	無券の	番号費	かの色	り以外が古く地口	本 人	扶養義務者	内容	方 法	年月日	H30. 10. 1 現在
野洲市(続き)	舌 庄,	、良陪	害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物	H17. 8. 1	253
	主 反 /	나 커 [다	古七八	ĮF.	85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県外 償還	H16. 10. 1	190
	母子	·家庭	老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0
	父子	家庭	老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0
	母子	家庭者	人等	有	86250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内 現物 県外 償還	H16. 10. 1	0
湖南市	乳	幼	児	1	-	1	・小中学生(入院のみ)	無	無	入院に係る医療保険の自己負担額 (※1)	償還のみ	H21. 10. 1	4, 658
	重度	心身圆	宇書		47250		· 身障手帳 3 級所持者	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物		200
	- : (児)	有	47253	ピンク	· 療育手帳 B 所持者	(県の所得制限)	(県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度による自己負担金(※2)を控除した額	県外 償還	H16. 10. 1	399
					85250					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	III		
	重度,	心身障	害老人	有	85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の 重度心身障害者(児)に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16. 10. 1	115

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数		
(I) #J 12	7	*	11	無券の	番号費	かの色	別成別家省の電四	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在		
甲賀市				有	40253	独自	小学 1 年生から小学 6 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外		H29. 10. 1	4, 510		
	乳	幼	児	_	ı	_	中学 1 年生から中学 3 年生	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還	こう かんしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	H20. 8. 1			
				有	40259	独自	中学 1 年生から中学 3 年生	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H25. 8. 1	98		
					41252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)			H17. 8. 1	523		
		重度心身障害者 (児)					有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H16. 10. 1
					47253		- 身障手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			H25. 8. 1	135		
	母子	家	庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	975		
	父子	家	庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	141		
	ひとり着	事らし) 寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	8		
	母子	家庭	宦 等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外		H16. 10. 1	14		
					82252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	<u> </u>		H17. 8. 1	432		
	重度心身	身障害		有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・戦傷病者手帳保持者で恩給法第49条/2第1号表/2及 び同条/3表第1号表/3に該当する者	有 (県の所得制限)	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内 県外		H16. 10. 1	19		
					85253		· 身障手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	1		H25. 8. 1	243		
	母子家	ア 庭	老 人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	1		
	父子家	尼庭	老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	0		

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

± 57 8	市	市町名 事業名		受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期(改正時期)	対象者数
市 町 石	#	未	4	無券の	番号	かの色	助 成刈 豕 有の 軋 西	本 人	扶養義務者	内 容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
高島市	子ど:	も医療	費助成	有	40259	藤色	・小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	3, 179
	母	子家	え 庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	180
	父	子家	え 庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	38
	重 度	心 身 li 児	章 害 者	有	41252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	19
米 原 市	児:	童 •	生徒	有	40259	緑	・小学1年生から義務教育終了まで	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26. 4. 1	2, 913
	重 度	心 身 li 児	章 害 者	有	41252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 4. 1	155
	(心 身 lp	章害者) 言者)	1	ı	_	・身障手帳(3級)所持者 ・療育手帳(中度・軽度)所持者 ・1年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から市独自の自己負担金を控除した額	償還(ወみ	H17. 2. 14	15
	母	子家	マ 庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 4. 1	136
	父	子家	⋜ 庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 4. 1	12

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
III MI 11	Ŧ	木	11	無券の	番号費	かの色	助从外外有 07 电四	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
日野町	乳	幼	児	有	40259	独自	・小中学生(小学校 1 年生から中学校 3 年生)	無	無	通院は県制度による自己負担金(※2) 入院は医療保険の自己負担金(※1)	県内 県外	現物 償還	H28. 10. 1	1, 568
	重度(章害者)	有	47253	ピンク	・身障手帳3~6級所持者 ・知的障害中度及び軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H18. 8. 1	163
	母子	· 家)	庭 等	有	49253	ピンク	・20歳未満の子を扶養とする母(父)と子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H17. 8. 1	24
	重度心	身障:	害老人	有	85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記重度 心身障害者(児)該当者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H18. 8. 1	170
竜王町	子と	` も ∣	医療	有	40259	サモピク	・小学生、中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	990
	母	子家	庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	36
	父	子家	庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	3
					41252		・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H29. 10. 1	3
	重度 (章害者)	有	47250	ピンク	·身体障害者手帳3~6級所持者	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	県内	現物		70
					47253		・身体障害有手帳3~6級所持者 ・療育手帳中度・軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	で (町の所得制限)	(町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		償還	H23. 8. 1	79
	重度心身障害老				85250		・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記心身	有	有	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内	現物		
		障害老人	;人 有		85253		障害者(児)該当者	何 (町の所得制限)	何 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		景外 償還	H23. 8. 1	96

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受 給 券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
III MI TO	7	*	11	無券の	番号費	かの色	助 成別 然 省の 地四	本 人	扶養義務者	内容	方 法		年月日	H30. 10. 1 現在
愛 荘 町	あんし	ん子育	て医療	有	40259	独自	・小学校入学から中学校卒業前までの児童	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内県外	現物 償還	H26. 10. 1	2, 232
					41252		・県制度対象者 (小学校入学から中学校卒業前までの 児童)			県制度による自己負担金(※2)			H26. 10. 1	9
	重度(重度心身障害者 (児)	章 害 者)	有	47250	ピンク	· 身体障害者手帳 3 級所持者	有 ^(県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内県外	現物 償還	H18. 2. 13	7
					47253					医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			1110. 2. 13	30
	母	子家	泛庭				・県制度対象者(小学校入学から中学校卒業前までの 児童)		有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内県外	現物 償還	H26. 10. 1	136
	父	子家	泛庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者(小学校入学から中学校卒業前までの 児童)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内県外	現物 償還	H26. 10. 1	17
					85250		・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障 害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内	11115分		25
	重度心	♪身障≒	害老人	有	85253	ピンク		有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外	現物 償還	H18. 2. 13	25

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	事 業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券の色	助成対象者の範囲	所得	制限	助成			実施時期 (改正時期)	対象者数
	7		10	無券の	番号		助 成刈 豕 伯の 型四	本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
豊郷町	子育	て応援	爰 医 療	有	40259	濃ク リーム	小学 1 年生から高校生世代まで	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	826
	重度心 (身(身障害 本 障 割	『者(児) 『者)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 有	有	医療保険の自己負担額(※1)	県内	現物	H28. 4. 1	42	
	重度心(知的	身障害的 障害		73	47253		・療育手帳B所持者	(県の所得制限)		医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外	償還	1120. 4. 1	22
	重度心	・身 障 本 障 書		有	85250	ピンク	· 身体障害者手帳 3 級所持者	有	有	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負 担金等	県内	現物	H28. 4. 1	18
	重度心)身 障 的 障 書		1 17	85253	E 29	· 療育手帳B所持者	(県の所得制限)	(県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県外	償還	П20. 4. 1	8
	母子	- 家	庭 等	有	43252	ピンク	県制度対象者	有	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金	県内県外	現物	H26. 10. 1	41
				.,	44252			(県の所得制限)	(SEC 0 2 17) 147 m i (NE /			償還	1120. 10. 1	7
甲良町	小	中学	生生	有	40259	藤色	・6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	488
	ひとり親 身 (見家庭・ 障 害 児		有	41252 43252 44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26. 10. 1	38
	重度,	児	章害者)	_	-	_	・県制度を除く、身障手帳4から6級・療育手帳を所持する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)の2分の1 課税世帯の者(扶養義務者含む)は医療保険の自己負担額 (※1)から5,000円を控除後の額の2分の1	償還	置のみ	H20. 4. 1	83
		児	章害者) 引导者>	_	_	_	・県制度を除く、身障手帳3級を所持する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額から県制度に準ずる自己負担額 を除いた額	償還	置のみ	H26. 10. 1	46

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事	業	名	受 有給 無券	助成番号福祉医療費	受給券	助成対象者の範囲	所得	制限	助成	助成			対象者数
111 141 141	Ŧ	木	ъ	無券の	番号費	の色		本 人	扶養義務者	内容	方	法	年月日	H30. 10. 1 現在
多賀町	子育	て応払	爰 医 療	有	40259	独自	・町内在住小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H24. 10. 1	555
					47250		·身体障害者手帳 3 級所持者			医療保険の自己負担額(※1)			H22. 10. 1	4
	重度心身障害	章害者	有	47253	ピンク	・ 対 呼呼 言 日 ナ 恢 〇 級 別 付 日	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己 負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	122. IV. I	13	
					41252		・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生			県制度による自己負担金(※2)			H23. 4. 1	0
	母	子家	医庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H24. 10. 1	32
	父	子家	定庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学 生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H24. 10. 1	5
					85250			_		高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	III ch	TEI #/m		15
	重度心	身障	害老人	有	85253	ピンク	·身体障害者手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外	現物 償還	H22. 10. 1	13

^(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

^(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない) 入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度